

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp
件名: 【産業医大タバコメルマガ200717】マンション等のベランダ喫煙（通称、ホテル族）なくすための会議資料
日付: 2020年7月17日 17:06
宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



159自治体を含む3859名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 3201-3859
産業医科大学 大和より（知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事下さい）

お世話になった知人から、マンションのベランダ喫煙を禁止させるために
管理組合から住人あてのメッセージを作ったので添削して欲しい、と依頼されました。
その後、やはり、ベランダ喫煙で困っているのどうしたら良いか、と一般の方から相談がありました。
コロナのせいで在宅勤務を始めたサラリーマンが増えたことでこの問題が顕在化していることもあると思います。

知人のために添削した文章を一般化して、過去の測定データを組み込んだひな形（テンプレート）を作りました。
この問題で困っている方は、ご自由にお使い下さい。
関連する調査結果を含む11枚のパワポのpdfも添付します。
動画を含むパワポは以下からダウンロードできます。

https://www.dropbox.com/s/9jr43aewhowjopn/200616_%E3%83%99%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%80%E5%96%AB%E7%85%99.pptx?dl=0

2020年 月 日

***マンション
区分所有者 各位

*****管理組合

ベランダ喫煙をしないことについて

2020年4月、「望まない受動喫煙をなくす」ために改正健康増進法が施行され、これまで以上に受動喫煙防止に関する社会的な関心が高まっています。

近年、ベランダで喫煙する人が増え、当管理組合に「窓からタバコ煙が入ってくる」「洗濯物にニオイがつくのでベランダに干すことができない」などの苦情が多数寄せられています。

改正健康増進法第二十五条の三には「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と記載されており、屋外や家庭でも「喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮する」ことが求められています。

集合住宅のベランダで喫煙した場合、煙は上の階や隣のベランダに拡散し、窓から室内に侵入して受動喫煙が発生したことが確認されています（右図）。窓を閉めていたとしても、サッシとレールの隙間からタバコ煙が侵入することも動画で確認されています。

(<http://www.tobaeco-control.jp/>)

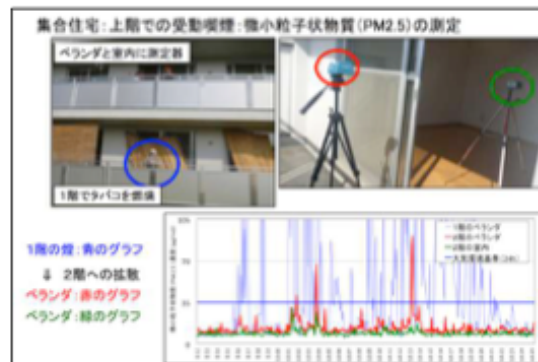
ベランダは専有部分ですが共用空間です。最近では、ベランダでの喫煙を規約として禁止するマンションが増えました。ベランダで楽器を演奏しないこと、バーベキューをしないことと同様に、近隣の迷惑となるベランダ喫煙（加熱式タバコ、電子タバコを含む）を行わないようにして下さい。過敏症のある方は通常の生活を送ることができなくなるため深刻な問題です。

平成24年、名古屋地裁において、先住する隣家がベランダでの喫煙を継続したことを不法行為とし、5万円の慰謝料の請求を認める判決が下されているように、訴訟に発展するケースも発生しています（同封資料参照）。

ご家族と近隣の方々への受動喫煙を防ぐため、また、無用のトラブル（訴訟）を避けるため、ベランダでの喫煙をしないようお願いいたします。

【出典】

- 厚生労働省ホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」webサイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 健康増進法の一部を改正する法律



<http://www.tobacco-control.jp/contents/course2019.html>

- ・ 産業医科大学、産業生態科学研究所 健康開発科学研究室健康開発科学 大和 浩
2019年11月2日 福島市主催 受動喫煙防止講演会（市民公開講座）講演資料
http://www.tobacco-control.jp/slides/documents/191102_Fukushima3.pptx

以上



マンション住民へのペラ
ンダでの喫...般用5.docx



200616_ペランダ喫煙.p

ptx_compressed (1).pdf

@@@@@@@@@@@@@@@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473

タバコ対策ホームページ：<http://www.tobacco-control.jp/>

無料のメルマガのバックナンバーです（↓）。受信は「メルマガ希望」と返信して下さい。

www.tobacco-control.jp/backnumber.htm

参考：「禁煙の教科書」 <https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/>

3日経っても返信がない場合、リマインドメールをいただけないでしょうか。